

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会審査日程

日時 令和2年8月6日（木）

午前10時

場所 第2委員会室

付議事項

1 第18回新型コロナウイルス対策本部会議の報告について

2 事業の進捗状況の報告等について

(1) 特別定額給付金事業（総務課）

(2) 新生児応援金給付金事業（企画課）

(3) 子育て世帯への臨時特別給付金事業（子育て支援課）

(4) 新型コロナウイルス感染症対策事業費補助事業（子育て支援課）

(5) 事業継続給付金事業（商工労働課）

(6) スマイルチケット発行事業（商工労働課）

第18回 山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議

日時：令和2年7月30日（木曜日）9時半から

場所：山陽小野田市役所 3階 大会議室

<次第>

1 報告事項

2 協議事項

(1) 8月1日から8月末日までの施設利用について

(2) その他

山口県内での新型コロナウイルス発生状況等について

(7月29日 8時現在)

(1) 山口県での感染者数 51人 (入院等11人 退院40人)

(市町別)

●下関市	11件
●宇部市	4件
●山口市	10件
●防府市	4件
●下松市	6件
●岩国市	4件
●光市	4件
●周南市	6件
●山陽小野田市	2件

(2) PCR検査の状況について 累計3,562件

月日	曜日	実施件数	陽性件数
7月21日	火	59	0
7月22日	水	55	3
7月23日	木	65	2
7月24日	金	71	0
7月25日	土	41	0
7月26日	日	11	3
7月27日	月	25	1
7月28日	火	148	0

(3) 相談件数 32,316件

山口県内の発生状況について

No	居住地	性別	年代	職業	備考
1	下関市	男性	40歳代	会社員	
2	下関市	女性	40歳代	1例目の配偶者	
3	下関市	不明	不明	1例目の子ども(小学生)	性別は公表されていない
4	下関市	男性	40歳代	会社員	フィリピン国籍
5	山口市	男性	20歳代	学生	
6	山口市	女性	40歳代	主婦	5例目の濃厚接触者(母親)
7	下関市	男性	20歳代	不明	
8	下松市	男性	40歳代	会社員	
9	周南市	男性	30歳代	会社員	
10	周南市	男性	40歳代	会社員	
11	下松市	男性	40歳代	会社員	
12	下松市	男性	50歳代	会社員	
13	周南市	女性	20歳代	休職中	第10例目の濃厚接触者
14	周南市	男性	40歳代	会社員	第9例目の濃厚接触者
15	光市	男性	20歳代	会社員	第11例目の濃厚接触者
16	下松市	男性	60歳代	不明	第11例目の濃厚接触者
17	光市	女性	60歳代	主婦	第15例目の濃厚接触者
18	山口市	男性	50歳代	公務員	三重県で発生した事例の濃厚接触者
19	岩国市	男性	10歳代	専門学生	福岡県在中で岩国市へ帰省中
20	岩国市	女性	30歳代	介護職	第19例目の濃厚接触者
21	岩国市	女性	10歳代	製造業	第19例目の濃厚接触者
22	下関市	男性	70歳代	公務員	
23	山口市	男性	30歳代	会社員	
24	山口市	女性	30歳代	主婦	第23例目の濃厚接触者
25	宇部市	男性	40歳代	教員	
26	山口市	男性	50歳代	教員	第25例目の濃厚接触者
27	防府市	女性	10歳代	職員	第25例目の濃厚接触者
28	防府市	男性	40歳代	教員	第25例目の濃厚接触者
29	山口市	男性	20歳代	不明	第26例目の濃厚接触者 東京から帰省中
30	下松市	男性	20歳代	会社員	第27例目の濃厚接触者
31	防府市	男性	50歳代	教員	第25例目の濃厚接触者
32	山陽小野田市	男性	50歳代	会社員	第23例目の濃厚接触者
33	山口市	男性	60歳代	会社員	
34	下松市	男性	40歳代	会社員	第8例目再発(34例目として取扱)
35	光市	男性	70歳代	無職	
36	光市	女性	70歳代	無職	第35例目の濃厚接触者
37	周南市	男性	50歳代	会社員	第35例目の濃厚接触者

No	居住地	性別	年代	職業	備考
38	宇部市	女性	20歳代	無職	尼崎市55例目の接触者(陽性確定:7/15)
39	周南市	男性	20歳代	学生	岡崎市10例目の接触者 (陽性確定:7/16)
40	宇部市	女性	20歳代	医療従事者	岡崎市10例目の接触者 (陽性確定:7/16)
41	山口市	男性	20歳代	会社員	(陽性確定:7/16)
42	山口市	男性	10歳代	学生	(陽性確定:7/17)
43	下関市	女性	20歳代	学生	下関市へ帰省者(陽性確定:7/22)
44	防府市	女性	20歳代	会社員	(陽性確定:7/22)
45	山陽小野田市	男性	30歳代	会社員	(陽性確定:7/22)
46	宇部市	男性	20歳代	自営業者	第44例目の関係者(陽性確定:7/23)
47	下関市	男性	40歳代	会社員	第45例目の関係者(陽性確定:7/23)
48	下関市	男性	30歳代	公務員	(陽性確定:7/26)
49	下関市	男性	10歳代	学生	(陽性確定:7/26)
50	下関市	女性	20歳代	会社員	第48例目の濃厚接触者(陽性確定:7/26)
51	岩国市	女性	20歳代	会社員	(陽性確定:7/27)

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

8月1日以降における催物の開催制限等について

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）に基づき、5月25日以降、移行期間として概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等の評価を行いながら、イベント開催制限等の段階的な緩和を図ってきたが、8月1日以降の催物開催については、下記の事項について留意されたい。また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることに留意されたい。

記

1. 催物開催の目安

8月以降のイベント開催については、令和2年5月25日付け事務連絡の別紙において、収容率の制限（屋内は50%以内、屋外は十分な間隔（できるだけ2m）を維持する一方、人数上限（5,000人）を撤廃するとの目安を示してきたが、5,000人超の大規模イベントを開催することに伴い、全国的な移動による感染リスクの拡散、イベント前後の交通機関における三密の発生等により、感染リスクが拡大する可能性があることを踏まえ、現状の感染状況等に鑑み、8月末までは現在の開催制限を維持し、引き続き催物開催の目安を以下のとおりとする。

- ・ 屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。

また、上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和2年7月8日付け事務連絡「7月10日以降における都道府県の対応について」2.（1）に留意すること。

なお、9月以後の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

2. 催物の開催にあたっての留意事項

各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2.(2)に示すように、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に係る対応を行うこと。

3. 祭り等の行事の開催にあたっての留意事項

祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、次のとおりの対応とし、引き続き、各都道府県は、イベント主催者等と十分に連携しながら、地域の感染状況等を踏まえて、開催の態様・有無を判断すること。

- ① 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促すこと。
- ② 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、6月19日以降は人数制限が撤廃されていることに留意すること。一方、引き続き適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な間隔の確保（1m）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずることを呼びかけるとともに、イベント主催者等に対しイベントを開催する前に、イベント参加者に厚生労働省から提供されている接触確認アプリや各地域で取り組まれている接触確認アプリの活用を促すとともに、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底することを促すこと。

以上

(照会先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第1担当 松田・國藤・植田・井上・寺井

直通 03 (6257) 3085

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

<基本的な考え方>

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、**全国的な移動を伴うものには格段の注意**。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、**発熱等の症状がある者はイベントに参加しない**（無症状で感染させる可能性も）。

<具体的な当てはめ>

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 <small>(全国的移動を伴うもの)</small>	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的	地域の行事
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50% ^(注) (屋外200人)】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×		△ 【100人又は50% (屋外200人)】 * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後	○ 【1000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】 ^(ネット中継等) * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×	
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理		○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持	○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理	×	

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

外出自粛の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。
- **感染拡大の兆候**や施設等における**クラスターの発生**があった場合、**外出自粛の強化**等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家による**クラスターの発生原因**や**それへの有効な対策等に関する分析**を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	外出自粛	
	県をまたぐ移動等	観光
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	△ * 不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。	△ * 観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ① 6月1日～	○ * 一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	* 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後		△
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○	* 観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持		○

クラスター発生施設等に係る外出自粛や休業要請等の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。施設管理者等は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、施設利用者等の連絡先把握や接触確認アプリの周知。
- 持続化補助金の中で、施設の感染防止の取組を支援。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	クラスター発生施設等への外出自粛・休業要請等	
	接待を伴う飲食業、ライブハウス等	カラオケ、スポーツジム等（注）
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	×～△	×～△ * 知事の判断。 * 業種別ガイドラインの作成。
ステップ② 6月1日～	* 知事の判断。 * 業界や専門家等による更なる感染防止策等の検討。	
ステップ③ 6月19日～ * ステップ①から約3週間後		○ * 人数管理・感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。知事の判断。
ステップ④ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○ * 感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。知事の判断。	* クラスタが発生した場合等には休業要請等を検討。
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月末まで維持	* クラスタが発生した場合等には休業要請等を検討。	

（注）バーやその他屋内運動施設等も含まれる。

8月1日から8月末日までの施設利用について

1 主な利用条件

- 屋内貸館施設について、引き続きソーシャルディスタンスを踏まえ、施設ごとに人数制限を行う。
- 屋内運動施設の利用について、引き続き「収容人数の半分以下、かつソーシャルディスタンスを確保できる人数」とする。
- 屋外施設の利用について、引き続き「5,000人以下での利用」とする。

2 1に加え利用の一部を制限する施設

No	担当部	施設名		8月1日からの制限内容	7月31日までの制限内容
1		市民体育館	トレーニングルーム	変更なし	利用制限 利用時間を2時間ごとに区分し、1区分の利用人数を10人以下とする。 21時以降は利用休止する。 距離確保のため一部器具の使用制限、利用者による器具使用後の消毒等の感染防止対策を実施する。
2	市民部	不二輸送機ホール	楽屋1、スタジオ	変更なし	利用休止 室内に窓が設置されていないため、換気が十分にできないため。
			大ホール	変更なし	利用制限 利用人数370人以下(固定席746の1/2程度)とする。
			小ホール	変更なし	利用制限 利用人数を60人以下とする。
3		市民館	調理室	変更なし	利用制限 利用人数を12人以下とする。 器具使用後の消毒、試食は横一列で短時間とするなど「新しい生活様式」の実施。
4		市民館	文化ホール	変更なし	利用制限 利用人数210人以下(固定席436の1/2程度)とする。
5	福祉部	スマイルキッズ	キッズキッチン	利用条件の追加 利用日の2週間以内に県外へ移動をしていないこと。	利用休止 幼児を対象としていることから、調理後の会食において感染防止対策の徹底が困難であるため、利用休止を継続。ただし、水分補給は可。
			キッズキッチン以外		利用制限 利用時間を午前、午後の2部に分け、10組までの予約制とする。 利用する時間は最大2時間とする。
6		児童館			

No	担当部	施設名		8月1日からの制限内容	7月31日までの制限内容
7	経済部	商工センター	2、3階会議室	変更なし	利用制限 水分補給を除く会食禁止。感染防止対策の徹底が困難であるため。
8		勤労青少年ホーム (小野田、山陽)		変更なし	公民館の利用条件と同様とする。
9		公民館	調理室	変更なし	利用制限 利用人数を各テーブル4人以下とする。 器具使用後の消毒、試食は一列で短時間とするなど「新しい生活様式」の実施。
			音楽室	変更なし	利用休止 室内に窓が設置されていないため、換気が十分にできないため。
10	教育委員会	きらら交流館	調理室	変更なし	利用制限 利用人数を各テーブル4人以下とする。 器具使用後の消毒、試食は一列で短時間とするなど「新しい生活様式」の実施。
			サウナ	変更なし	利用制限 3人までの利用とする。
11		中央図書館	個人席	変更なし	利用制限 半数の利用に限る。
			DVD試聴ブース	変更なし	利用制限 個人ブースの3/5席及び、複数人ブースを利用不可。 「3密」回避及び、ソーシャルディスタンスの確保をするため。

第18回新型コロナウイルス対策本部会議の報告について

【総務課 危機管理室】

1 開催日及び場所

令和2年7月30日（木）9時30分から9時50分

山陽小野田市役所3階 大会議室

2 報告事項～「7月30日現在の数値」

ア 山口県内での感染者数について 53人（入院14人 退院39人）

イ PCR検査の状況について 累計3,562件

ウ 相談件数について 32,595件

※8月3日（月）時点の山陽小野田市内の感染者数は4人となりました。

3 協議事項

Q 8月1日から8月末までの施設利用について

国の方針を受け、7月31日までの利用条件を継続する。

※新たに追加された事項

ア 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや、参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促すこと。

イ 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって、参加者が概ね把握できるものは、引き続き感染防止策を講じることを呼びかける。

A：上記のことを踏まえ、次のとおり福祉部より説明。

スマイルキッズ及び児童館のみ、子供の感染拡大防止のため「利用の2週間以内に県外へ移動している方」の利用を制限することを説明。

4 その他

ア 特別定額給付金については「総務課」から説明。

イ スマイルチケット及び事業継続給付金については「商工労働課」から説明。

ウ 次回の第19回新型コロナウイルス対策本部会議を8月下旬ころ開催する予定。

特別定額給付金の申請及び給付状況について

令和2年(2020年)7月30日
総務部 総務課 新型コロナ対策室

1 これまでの経緯

令和2年5月1日(金)	マイナンバーカードを利用したオンライン申請の受付を開始
令和2年5月7日(木)	オンライン申請の給付を開始
令和2年5月22日(金)	申請書を郵便局に差し出し
令和2年5月23日(土)	郵便局にて市内ほとんどの世帯に配達を完了
令和2年5月25日(月)	全体の約22%に当たる6,390世帯(全2万9,108世帯)から申請書が市に届く
令和2年6月4日(木)まで	全体の約88%に当たる25,543世帯から申請書が届く
令和2年6月5日(金)	郵送申請について第1回目として全体の約27%に当たる7,772世帯に18億1,980万円を振込依頼
令和2年7月2日(木)	全体の約2.2%に当たる未申請の632世帯へ申請勧奨はがきを発送
令和2年8月4日(火)	未申請世帯へ再度申請勧奨はがきを発送予定

令和2年7月30日現在

	対象世帯数	対象人数	申請世帯数	給付世帯数	給付人数	世帯給付率	個人給付率	未申請世帯
オンライン申請			623	622	1,450	2.14%	2.34%	
郵送申請			28,176	28,110	60,180	96.57%	96.93%	
合計	29,108	62,089	28,799	28,732	61,630	98.71%	99.26%	309

2 今後について

令和2年8月7日までの給付見込

	対象世帯数	対象人数	申請世帯数	給付世帯数	給付人数	世帯給付率	個人給付率	未申請世帯
オンライン申請			623	623	1,451	2.14%	2.34%	
郵送申請			28,176	28,169	60,253	96.77%	97.04%	
合計	29,108	62,089	28,799	28,792	61,704	98.91%	99.38%	309

新生児応援金給付事業実施状況

令和2年7月31日現在

1 予算額

40,138千円

※令和2年度第7回補正予算(6月定例会)として可決

2 事業実績

【初回申請書発送日】 令和2年7月7日

【初回申請書発送件数】 42件

※以降、週単位で新生児の状況を集約し申請書等を送付。

【現況】

令和2年7月31日現在

項目	件数
申請書発送件数	67件
申請件数	49件
交付決定件数	49件

※対象新生児見込数：400人

3 その他

<申請がない方への対応>

- ・今後において、申請勧奨通知を送付
- ・申請状況をみながら、市の広報紙、ホームページ等への掲載を検討

<対象者からの意見等>

- ・特になし

子育て世帯への臨時特別給付金について

○公務員を除く支給

- ・対象児童数 7, 122人
- ・受取拒否の届出をした者 0人
- ・支給状況

支給日	支給人数(人)	支給人数合計(人)
6月8日	7,107	7,107
7月8日	6	7,113
8月7日 (予定)	1	7,114

- ・支給率99.89%

○公務員に対する支給

- ・支給状況 8月5日支給 552人分

○支給額 <予算額77,200千円>

公務員を除く支給額(振込予定を含む)

$$10,000 \text{ 円} \times 7,114 \text{ 人} = 71,140,000 \text{ 円}$$

公務員に対する支給額

$$10,000 \text{ 円} \times 552 \text{ 人} = 5,520,000 \text{ 円}$$

合計額 76,660,000 円

新型コロナウイルス感染症対策事業費補助事業について

○補助金の交付対象者について

資料2-2 補助金交付要綱第3条のとおり

補助対象事業	対象事業実施数(か所)	
	私立	公立
認可保育所	12	5
地域型保育事業	2	0
延長保育事業	13	0
子育て短期支援事業	1	0
地域子育て支援拠点事業	4	1
一時預かり事業	6	0
病児保育事業	2	0
児童クラブ	1	19

補助対象額は令和元年度分の国庫補助所要額と合わせて1か所につき50万円を上限とする。

○歳出予算執行状況について(R2.8.3現在)

3款民生費 2項児童福祉費 10目新型コロナウイルス対策費

節名	予算額(円)	支出額(円)	予算残額(円)
11節 需用費	2,500,000	236,098	2,263,902
18節 備品購入費	6,600,000	0	6,600,000
19節 負担金、補助及び 交付金	20,458,000	0	20,458,000

山陽小野田市新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱

令和2年3月27日制定

令和2年6月30日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、山陽小野田市補助金交付規則（平成17年山陽小野田市規則第53号）別表に規定する新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス 2019年11月に中国武漢市付近で初めて発生が確認された新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために必要と考えられる物品の購入等の対策

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、山陽小野田市内に所在する認可保育所、地域型保育事業を行う者、延長保育事業を実施する者、子育て短期支援事業を実施する者、地域子育て支援拠点事業を実施する者、一時預かり事業を実施する者、病児保育事業を実施する者及び児童クラブを実施する者（以下「保育所等」という。）とする。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新型コロナウイルス感染症対策のために必要な経費で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和2年4月1日以降に発注したもの
- (2) 令和3年3月31日までに納品及び支払いが完了するもの

(補助額)

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費の額とし、令和元年度の国庫補助所要額と合わせて500,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする保育所等は、山陽小野田市新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 第4条に規定する経費の領収書その他支払を行ったことが確認できる書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、山陽小野田市新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により保育所等に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定を行う場合において、必要があると認めるときは、必要条件を付すことができる。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた保育所等は、山陽小野田市新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付請求書(様式第3号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、請求書の提出があったときは、保育所等に補助金を交付するものとする。

(補助金交付の決定の取消し)

第9条 市長は、保育所等に虚偽の申請その他不正な行為があったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、保育所等に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年3月27日から施行し、令和元年度分の補助金から適

用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月30日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

山陽小野田市事業継続給付金事業について

【経済部商工労働課】

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている事業者に対し、事業の継続を支え、再起の糧となるよう、事業全般に広く使える資金として本給付金を支給する。

○主な要件

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年2月～5月のいずれかの月の売上が、前年同月比で20%以上減少していること。
- ・本給付金申請の段階で、今後も事業を継続する意思を有していること。

○支給額

1 事業者当たり20万円

2 申請状況について

申請期間：6月1日～7月31日まで

・申請状況

1192件

(内訳) 6月 833件

7月 359件

・主な業種

業種等	件数	割合(全申請数)
建設業関係	301	25.2%
飲食関係(飲食店、 飲食料品卸売業・飲 食料品小売業、食料 品製造業)	238	19.9%
飲食以外の小売 (衣服関係など)	124	10.4%
理容・美容関係	94	7.8%

3 支給状況

(7月31日現在) 1006件、201,200千円の振込完了

山陽小野田市商品券発行事業について

【経済部商工労働課】

1 取扱店について

商品券の発行事業を実施するに当たり、商品券の取扱店を募集。

(7月1日～7月31日まで)

462店

山陽地区		小野田地区	
専用券	共通券	専用券	共通券
90店	31店	167店	174店

業種等	専用券	共通券	計
飲食業	78店	—	78店
小売業	81店	78店	159店
サービス業	43店	24店	67店
その他	17店	11店	28店
おのだサンパーク	38店	92店	130店

※専用券と共通券の対象店は、まだ審査が終了していないため件数が変わる可能性がある。

※昨年度プレミアム付き商品券取扱店舗数 298店

【参 考】

対象店舗 市民に配付する5,000円の商品券のうち

① 専用券(2,500円分)

市内の飲食店、小規模事業者、タクシー事業者

※小規模事業者 従業員5人以下(建設業、運輸業は20人以下)

② 共通券(2,500円分) ※専用券の対象店舗を含む利用が可能

市内に事業所、店舗等を有す事業者

2 スケジュールについて

8月1日	基準日(1日現在住民基本台帳登録者が給付対象者)
8月下旬	商品券印刷(委託業者)
9月上旬～中旬	封入・封緘作業(委託業者)
9月中旬～	各世帯へ郵送開始 ※各世帯へ商品券が到着次第、使用可能とする
2月28日	商品券使用期限

新型コロナウイルス感染症対策に係る事業一覧

事業名	補正額	財源内訳		担当課
		特定財源	一般財源	
特別定額給付金事業	62億7,387万円	62億7,387万円	—	総務課
子育て世帯への臨時特別給付金	8,038万7千円	8,038万7千円	—	子育て支援課
事業継続給付金	4億6,279万円	—	4億6,279万円	商工労働課
発熱外来設置	1,482万6千円	588万2千円	894万4千円	健康増進課
国保傷病手当金創設	60万円	60万円	—	国保年金課
緊急対応型雇用創出事業	1,850万2千円	—	1,850万2千円	人事課
新生児応援金給付事業	4,013万8千円	—	4,013万8千円	企画課
私立保育園副食費補助事業	130万7千円	—	130万7千円	子育て支援課
新型コロナウイルス感染症対策事業費補助事業	2955万8千円	2955万8千円	—	子育て支援課
産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策事業	3万7千円	3万7千円	—	健康増進課

産前産後サポート事業	21万8千円	12万2千円	9万6千円	健康増進課
介護予防運動推進事業	94万6千円	63万円	31万6千円	高齢福祉課
図書館消毒器購入事業	63万4千円	63万4千円	—	図書館
中央図書館図書資料購入事業	50万円	50万円	—	図書館
学校臨時休業対策費補助事業	191万5千円	143万5千円	48万円	給食センター
新型コロナウイルス感染症対策に伴う指定管理者への減収補てん	1344万6千円	—	1344万6千円	文化スポーツ推進課・都市計画課・社会教育課
新型コロナウイルス等感染症対策基金（事業見直しによる減額分の基金積立て）	2,378万4千円	—	2,378万4千円	総務課・他課
スマイルチケット発行事業	3億7,905万4千円	—	3億7,905万4千円	商工労働課
児童クラブ保育料の8月加算は行わない。	保育料244万4千円の歳入減と、国県補助金162万8千円と一般財源81万6千円の歳入増	—	—	子育て支援課
ひとり親世帯臨時特別給付金	7786万4千円	7786万4千円	—	子育て支援課